

## よくある誤りについて

申請にあたっての、よくある誤りの事例をまとめましたので、今後申請する場合には、ご注意願います。

No	事 例	留意事項
1	(様式1) 交付申請書について、申請者(法人代表者)の役職が記載されていない。	代表者の役職(理事長、代表取締役等)をご記入ください。
2	(様式1) 交付申請書について、代表者の印が押印されていない。または、法人印(角印)が押印されている。	申請にあたっては、代表者の押印(〇〇理事長の印など)をお願いします。
3	(様式1) 交付申請書が各事業所単位で作成している。	様式1については、各法人につき1枚になります。(1法人で複数の事業所を運営している場合、(様式3) 実施計画書等は、事業所数分必要ですが、様式1については、それらをまとめて法人として1枚で申請します。)
4	(様式4) 職員表について、事業所単位で作成している。	様式4については、法人内での重複確認のため、事業所ごとに作成するのではなく、法人で運営している事業所をまとめて、法人単位で作成してください。
5	(様式4) 職員表について、委託業者等も含め、支給要件を満たす職員を記載したかのチェック欄にチェックしていない。	申請にあたっては、委託業者等も含め、支給要件を満たす職員を記載したかご確認の上、当該チェック欄に必ずチェックしてください。
6	申請書を県障がい福祉課に提出した。	申請については、事務局に提出してください。
7	(様式11) 委任状を申請書と合わせて提出した。	委任状については、法人内で保管していただくものであり、提出は不要です。
8	支援金について、申請しない。または、上限額未満しか申請していない。	新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、既に全ての事業所において感染症対策に取り組まれているものと考えており、また、今後もより一層取り組む必要がある中で、障がい福祉サービス事業所に対して支援を行うためのものです。施設等によって上限額がありますが、この支援金を十分に活用していただくよう、上限額を確認いただき、申請漏れのないよう注意してください。